令和元年９月

労働・保険ニュース[№239]





**算定基礎届終了**

**－社会保険―**

毎月７月に被保険者全員の標準報酬を決めなおす、

算定基礎届が終了しました。４月、５月、６月に支払った報酬を標準として９月分から新たな月額等級が個人ごとに決まり新しい保険料となります。

当事務所で申請した事業所は、被保険者全員の改正された保険料を後日、ご連絡いたします。





**最低賃金がアップします**

**―2019.10.4改正―**

宮崎県の最低賃金は28円アップして時間額762円⇒790円となります３.６７％のアップ率です。

時給、月給が10月4日から変わりますので注意が必要です。

　　なお、最低賃金計算で対象とならない手当に家族手当、皆勤手当、通勤手

　　当があります。月給制の場合、特に手当の内容をご注意願います。

**短時間労働者のキャリアアップ助成金**

　短時間労働者の処遇改善を行った事業主に対して支給されるキャリアアップ

　助成金の引き上げが行われています。詳しくは当事務所にお尋ねください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当　染谷・川越幸代

社会保険労務士法人オフィスＣＯＡ・中小企業労働保険協会

TEL 0985-25-1200 　FAX 0985-25-2378

E-mail：oosaki@bronze.ocn.ne.jp ✱　　HP：//www.office-coa.net